

競争参加者の資格に関する公示

空自那覇（５）飛行場施設新設等建築設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和5年7月13日

沖縄防衛局長 小野 功雄

1 業務概要

- (1) 業務の名称 空自那覇（５）飛行場施設新設等建築設計
(2) 業務内容 本業務は、航空自衛隊那覇基地における以下の施設の整備に係る建築設計業務を行うものである。

【飛行場地区】

1. 簡易駐機施設 新設（S-1 延べ面積 約2,700㎡）計4棟

【燃料貯蔵施設地区】

1. 給油所 新設（RC-1 延べ面積 約210㎡）

【訓練施設地区】

1. 倉庫 解体（CB-1 延べ面積 約200㎡）

- (3) 履行期限 令和6年3月15日

2 申請の時期

令和5年7月13日 から 令和5年7月26日 までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、令和5年7月27日以降、当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

3 申請の方法

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課契約審査係

TEL 098-921-8131（内線 160）

FAX 098-921-8167

(2) 申請書の提出方法

申請者は、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス：jvsinsei-ok@ext.okinawa.rdb.mod.go.jp

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者及び代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（建築）」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。
- ウ 沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 競争参加者の資格に関する公示（令和2年10月1日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。
- オ 防衛省競争参加資格において、単体及び共同体の代表者は「コンサルタント（建築）」の級別の格付で「A」を、代表者以外の構成員は、「コンサルタント（建築）」の級別の格付で「A」又は「B」を受けた者の組合せであること。

(2) 業務形態

- ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
- イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

共同体の名称は、「空自那覇（5）飛行場施設新設等建築設計 ○○設計・△△設計 共同体」とする。